

規約について

天竜川(下流)流域治水協議会

菊川流域治水協議会

遠州流域治水協議会(仮称)



流域治水プロジェクトの策定

「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト(令和2年7月6日)」のとりまとめを踏まえ、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換を図るため、「流域治水プロジェクト」を全国の一級水系109河川で策定。

流域治水協議会の設立

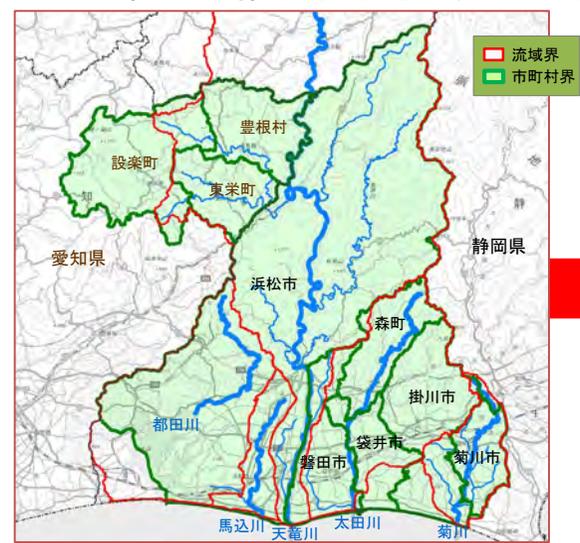
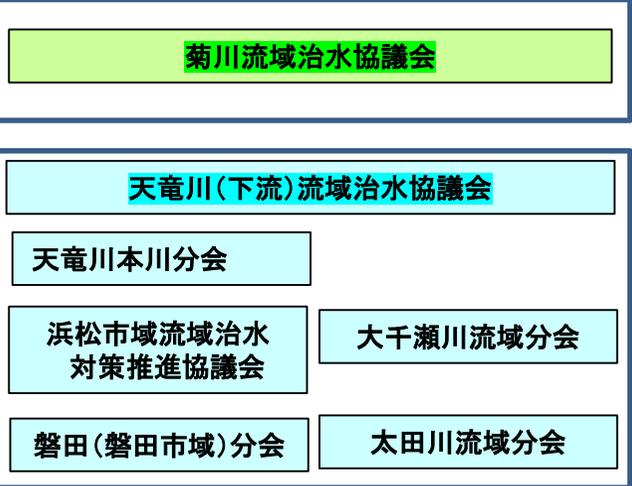
「流域治水プロジェクト」の策定及びプロジェクトに位置付けられた対策の実施状況のフォローアップを行うための「流域治水協議会」の設立。

菊川流域治水協議会
 令和2年7月20日設立
 協議会: 令和2年7月20日、9月24日、令和3年3月24日
 幹事会: 令和2年8月26日、令和3年3月3日、7月7日

天竜川(下流)流域治水協議会
 令和2年9月24日設立
 協議会: 令和2年9月24日、令和3年1月8日、3月24日
 幹事会: 令和2年11月13日、12月21日、令和3年1月26日、3月3日、7月7日

流域治水協議会の統合

流域治水プロジェクトに関わる取組を総合的かつ一体的に推進するため、遠州地域の協議会を統合した「遠州流域治水協議会」を設置し運用する。



天竜川(下流)流域治水協議会 規約改定(案)

天竜川(下流)流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「天竜川(下流)流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、天竜川下流域及び氾濫域等において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、表-1の職にある者をもって構成する。
2 本協議会を進めていくにあたり、その他の関係団体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
1 流域治水の全体像の検討及び共有。
2 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)の策定及び公表。
3 プロジェクトの各対策における実施目標期間の設定。
4 プロジェクトに位置付けられた対策の実施状況のフォローアップ。
5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会で承認された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(協議会の成立)

第6条 本協議会の構成員出席により成立するものとする。
構成員の出席が困難な場合は代理出席を認めるものとする。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
2 幹事会の構成員、運営については、幹事会にて定める「天竜川(下流)流域治水協議会 幹事会 運営要領」に基づくものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所 調査課に置く。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。
2 プロジェクトに位置付けられた対策の実施者は、原則協議会へ参加するものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月14日から施行する。
第一回改定 令和3年1月8日
第二回改定 令和3年3月29日
第三回改正 令和 年 月 日

遠州流域治水協議会が設立された場合、本協議会は廃止する。

表-1 天竜川(下流)流域治水協議会 構成員

関係機関名		役職名
	浜松市	市長
	磐田市	市長
	袋井市	市長
	掛川市	市長
	森町	町長
	設楽町	町長
	東栄町	町長
	豊根村	村長
静岡県	浜松土木事務所	事務所長
	袋井土木事務所	事務所長
	西部農林事務所	事務所長
	中遠農林事務所	事務所長
愛知県	新城設楽建設事務所	事務所長
	新城設楽農林水産事務所	事務所長
農林水産省 林野庁 関東森林管理局 天竜森林管理署	署長	
(国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター 静岡水源林整備事務所	事務所長	
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所	事務所長	

菊川流域治水協議会 規約改定(案)

菊川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「菊川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、菊川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、表-1の職にある者をもって構成する。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 菊川流域で行う流域治水の全体像の検討及び共有。
- 2 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)の策定及び公表。
- 3 プロジェクトの各対策における実施目標期間の設定。
- 4 プロジェクトに位置付けられた対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会で承認された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(協議会の成立)

第6条 本協議会の成立は表-1の構成員の3分の2以上の出席で成立するものとする。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、表-2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の事務局を、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所調査課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年7月20日から施行する。

第一回改定 令和3年3月29日

第二回改訂 令和 年 月 日

遠州流域治水協議会が設立された場合、本協議会は廃止する。

表-1 菊川流域治水協議会 構成員(案)

関係機関名		役職名
掛川市		市長
菊川市		市長
静岡県	袋井土木事務所	事務所長
静岡県	中遠農林事務所	事務所長
国土交通省	中部地方整備局 浜松河川国道事務所	事務所長

表-2 菊川流域治水協議会 幹事会 構成員(案)

関係機関名		役職名
掛川市	危機管理部 危機管理課	課長
	都市建設部 土木防災課	参事
	都市建設部 都市政策課	課長
	都市建設部 基盤整備課	課長
	都市建設部 維持管理課	課長
	産業経済部 農林課	課長
	健康福祉部 長寿推進課	課長
菊川市	危機管理部 危機管理課	課長
	建設経済部 建設課	課長
	建設経済部 都市計画課	課長
	建設経済部 農林課	課長
	生活環境部 下水道課	課長
静岡県	袋井土木事務所 掛川支所	支所長
静岡県	中遠農林事務所 農山村整備部	部長
国土交通省	中部地方整備局 浜松河川国道事務所	副所長

遠州流域治水協議会(仮称) 規約(案)

遠州流域治水協議会(仮称) 規約(案)

(設置)

第1条 「遠州流域治水協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、河川の氾濫域等において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(対象水系)

第3条 本協議会の対象とする水系は以下のとおりとする。
 1 級水系 天竜川水系 菊川水系
 2 級水系 都田川水系 馬込川水系 太田川水系

(協議会の構成)

第4条 協議会は、表-1の職にある者をもって構成する。
 2 本協議会を進めていくにあたり、その他の関係団体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 1 流域治水の全体像の検討及び共有。
 2 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)の策定及び公表。
 3 プロジェクトの各対策における実施目標期間の設定。
 4 プロジェクトに位置付けられた対策の実施状況のフォローアップ。
 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会で承認された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(協議会の成立)

第7条 本協議会構成員の出席により成立するものとする。
 構成員の出席が困難な場合は代理出席を認めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
 2 幹事会の構成員、運営については、幹事会にて定める「遠州流域治水協議会(仮称) 幹事会 運営要領」に基づくものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局を以下に置く
 ・国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所
 ・静岡県浜松土木事務所
 ・静岡県袋井土木事務所

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。
 2 プロジェクトに位置付けられた対策の実施者は、原則協議会へ参加するものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和3年 月 日から施行する。

表-1 遠州流域治水協議会 構成員

関係機関名		役職名
	浜松市	市長
	磐田市	市長
	袋井市	市長
	掛川市	市長
	菊川市	市長
	森町	町長
	設楽町	町長
	東栄町	町長
	豊根村	村長
静岡県	浜松土木事務所	事務所長
	袋井土木事務所	事務所長
	西部農林事務所	事務所長
	中遠農林事務所	事務所長
愛知県	新城設楽建設事務所	事務所長
	新城設楽農林水産事務所	事務所長
農林水産省	林野庁 関東森林管理局 天竜森林管理署	署長
国土交通省	中部地方整備局 浜松河川国道事務所	事務所長
	(国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター 静岡県水源林整備事務所	事務所長

遠州流域治水協議会(仮称) 組織図(案)

【本会】



遠州流域治水協議会(仮称) 設立:令和3年8月 日

構成員:浜松市長・磐田市長・袋井市長・掛川市長・菊川市長・森町長・設楽町長・東栄町長・豊根村長
 静岡県 浜松土木事務所長・袋井土木事務所長・中遠農林事務所長・西部農林事務所長
 愛知県 新城設楽建設事務所長・新城設楽農林水産事務所長
 国土交通省浜松河川国道事務所長・林野庁天竜森林管理署長・(国研)静岡水源林整備事務所長



遠州流域治水協議会(仮称) (幹事会) 設立:令和3年8月 日(同時施行)

構成員:浜松市・磐田市・袋井市・掛川市・菊川市・森町・設楽町・東栄町・豊根村
 静岡県土木(浜松・袋井)・静岡県農林(西部・中遠)・愛知県(建設・農林)事務所・天竜森林管理署・
 浜松河川国道事務所・(国研)静岡水源林整備事務所

【分会】



天竜川本川分会
 浜松河川国道事務所

※各分会との協力・
 情報交換

浜松(浜松市域)分会
 (浜松市流域治水
 対策推進協議会)

水害対策プラン(静岡県)
 安間川・馬込川・堀留川・
 都田川など

浜松市総合雨水対策
 計画
 安間川・五反田川・高塚
 川・堀留川など

磐田(磐田市域)分会
 流域内の関係機関
 対象:一雲済川など

大千瀬川流域分会
 流域内の関係機関
 対象:大千瀬川流域

菊川流域分会
 流域内の関係機関
 対象:菊川流域

太田川流域分会
 流域内の関係機関
 対象:太田川流域

オブザーバー:
 農水省 西関東土地改良調査管理事務所
 電源開発(株)
 浜松商工会議所